

安全管理者選任報告 記入例

労働安全衛生法施行令第2条第1号又は第2号の業種を記入して下さい。

第1号：林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

第2号：製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401 労働保険番号 13109100000000000001 都道府県|所管|管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号

事業場の名称 株式会社 安全製作所 池袋工場 事業の種類 製造業 衛生管理者の人数 坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 記入不要

事業場の所在地 郵便番号（000-0000） 東京都豊島区池袋 丁目 - 製造業 坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号（若しくは第6号）に掲げる業務に従事する労働者数 記入不要

電話番号 03-0000-0000 労働者数 56 計 記入不要

「」ダッシュで区切って下さい。

事業場の労働者数（派遣、パート等含む）（企業全体の労働者数ではありません。）

濁点、半濁点は同一の記入枠に記入して下さい。

選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、選任後、遅滞無く提出する必要があります。

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること アンゼン タロウ

被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること 安全 太郎

選任年月日 7:平成 → 7 2 6 0 4 0 1 元号 年 月 日 1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右 生年月日 5 5 4 0 7 0 9 元号 年 月 日 1~9年は右 1~9月は右 1~9日は右 選任種別 2 1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者(4以外の者) 4. 衛生管理者(衛生工学管理担当) 5. 産業医

安全管理一般に関すること。 専属の別 1 1. 専属 2. 非専属 他事業場に勤務している場合は、その勤務先 原則として、その事業場に「専属」の者を選任する必要があります。（例外あり、裏面参照） 専任の別 2 1. 専任 2. 兼 専任の者を選任する必要がある場合があります（裏面参照）。 施設管理、総務

総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要 池袋大学 工学部卒 平成24年4月から平成25年3月 施設係長 平成25年4月から平成26年3月 施設課長 以上の職において産業安全の実務経験2年以上あり

法令で定める資格（裏面参照）を有することが分かるように記入して下さい。なお、学歴及び産業安全の実務経験に加え、安全管理者選任時研修を修了する必要があります（例外あり、裏面参照）。修了証の写し等（裏面参照）を添付して下さい。

産業医の場合は医籍番号等 種別 記入不要 医籍番号（右に詰めて記入する）

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること

前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること

辞任、解任等の年月日 7:平成 → 参考事項

安全管理者の選任に伴い、前任者を解任する場合などには記入して下さい。

提出日を記入して下さい。

平成26年4月2日

事業者職氏名

株式会社 安全製作所 代表取締役 池袋工場長



受付印

池袋 労働基準監督署長殿

事業場を管轄する労働基準監督署に提出して下さい。

社長または事業場の長の職名及び氏名の記入及び押印（または署名）をして下さい。（事業場の長の押印により提出する場合には、社長名も併記して下さい。）

- 必ず黒のボールペンで記入して下さい。
- 提出者控え分として記入済の様式のコピー（郵送の場合は切手を貼った返信用封筒も）を合わせて提出して下さい。

安全管理者の選任が必要な業種と規模

業種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人

安全管理者の主な資格要件

資格要件の詳細は[労働安全衛生規則第5条](#)、[労働安全衛生規則第5条第3号の厚生労働大臣が定める者](#)(昭和47年10月2日 労働省告示第138号)を参照してください。

- 次のいずれかに該当する者で、**安全管理者選任時研修**を修了したもの(修了証の写しを添付してください。)
 - 大学又は高等専門学校における**理科系統の正規の課程**を修めて卒業した者で、その後2年以上**産業安全の実務**に従事した経験を有するもの
 - 高等学校又は中等教育学校において**理科系統の正規の学科**を修めて卒業した者で、その後4年以上**産業安全の実務**に従事した経験を有するもの
 - 大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上**産業安全の実務**に従事した経験を有するもの
 - 高等学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上**産業安全の実務**に従事した経験を有するもの
 - 7年以上**産業安全の実務**に従事した経験を有するもの
- 労働安全コンサルタント(合格証の写しを添付してください。)
- 安全管理者として選任され、その職務を行った経験年数が平成18年10月1日までに通算2年以上である者(過去の安全管理者の選任について事業者が説明したもの(記名・押印又は署名)を添付してください。)

「安全管理者選任時研修」とは

労働安全衛生法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものをいいます。

研修の内容等については、[労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修](#)(平成18年2月16日 厚生労働省告示第24号)に示されています。

東京労働局管内で行われている研修については、東京労働局労働基準部安全課にお問い合わせください。

「理科系統の正規の課程」とは [昭和47年9月18日付け基発第601号の1](#)通達(抜粋)

- 「理科系統の正規の課程」とは、学校教育法及び国立学校設置法に基づいて設置された理学又は工学に関する課程、たとえば機械工学科、土木工学科、農業土木科、化学科等を指す趣旨であること。
- 「理科系統の正規の学科」とは、学校教育法に基づいて設置された理学又は工学に関する学科たとえば機械科、金属工学科、造船科等を指す趣旨であること。

「産業安全の実務」とは [昭和47年9月18日付け基発第601号の1](#)通達(抜粋)

「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務を含めて差しつかえないものであること。

安全管理者の専属の別

その事業場に専属の者を選任する必要があります。ただし、二人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該者のうち一人についてはこの限りではありません。

安全管理者の専任・兼職の別

次の表の中欄に掲げる業種に応じて、常時同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場にあつては、安全管理者のうち少なくとも一人を専任の安全管理者(通常の勤務時間を専ら安全管理者の職務を行うために費やす者)とすること。

業種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1000人
上記以外の業種(過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る。)	2000人